

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センター（以下、「生体医工学研究センター」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る事項について、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令等（以下「外為法等」という。）に基づき、輸出管理を適切に実施するため、輸出管理に係る諸手続、教育等について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに生体医工学研究センターの研究活動の安全かつ円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における各用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究員等 生体医工学研究センターの研究員、特別研究員、事務担当職員をいう。
- (2) 居住者 日本人にあっては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあっては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して6か月以上経過している者を、法人等にあっては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所（以下「事務所等」という。）及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号。以下「外国為替法令解釈運用」という。）6-1-5、6に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (3) 非居住者 日本人にあっては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者等を、外国人にあっては外国に居住する者、本邦に入国して6か月未満の者（本邦にある事務所等に勤務する者を除く。）、外交官、国際機関の職員等をいい、外国為替法令解釈運用6-1-5、6に従い、非居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1から15の項に定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項に定める貨物をいう。

- (9) キャッチオール規制 外為令別表の 16 の項に定める技術及び輸出令別表第 1 の 16 の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、生体医工学研究センターとして当該取引を行うかを判断することをいう。
- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、これらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (13) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、生体医工学研究センターの研究者等が、生体医工学研究センターにおける研究活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第 4 条 生体医工学研究センターの輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行ない。
- (2) 技術の提供又は貨物の輸出に当たり、外為法等及び本規程を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第 5 条 安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、学院長とし、外為法等または本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第 6 条 安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、統括管理責任者とし、最高責任者の下で輸出管理業務を統括する。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理に係る該非判定並びに取引審査の二次判定及び最終承認
- (2) 輸出管理業務の統括並びに徹底事項の指示、連絡及び要請

(3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育その他本規程に定める業務

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、センター長とし、統括責任者の下で輸出管理に関する業務を行う。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理に係る事前確認の承認
- (2) 輸出管理に係る該非判定並びに取引審査の一次判定及び承認
- (3) 研究員等からの輸出管理に関する相談対応
- (4) その他本規程に定める業務

(安全保障輸出管理業務責任者)

第8条 安全保障輸出管理業務責任者（以下「業務責任者」という。）は、事務部長とし、管理責任者の業務を補佐する。

2 業務責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理に係る申請書類の確認及び管理
- (2) 前各号に規定するもののほか、輸出管理に係る業務に関すること

(輸出管理に関する重要事項の審議)

第9条 生体医工学研究センターの輸出管理に関する重要事項の審議は、函館市医師会看護・リハビリテーション学院倫理委員会（以下「委員会」という。）において取り扱う。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (2) 研究員等に対する輸出管理に係わる教育に関する事項
- (3) 最高責任者からの諮問事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

(事前確認)

第10条 研究員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき、需要者に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術及び基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について管理責任者の承認を得なければならない。ただし、統括責任者が事前確認不要と定めた事項に該当する場合及び取引審査を行う必要のあることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 前項に規定する事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、研究員等は第 11 条（該非判定）、第 12 条（用途確認）及び第 13 条（需要者）に規定する起票・確認を行い、第 14 条に規定する取引審査の手続を行わなければならない。
- 3 第 1 項に規定する事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、研究員等は当該取引を行うことができる。

（該非判定）

第 11 条 研究員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、別に定める「該非判定票」を業務責任者を通じて管理責任者に提出するとともに、該非判定の結果について管理責任者による一次審査による承認を経て、統括責任者の二次審査による承認を受けなければならない。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- （1）生体医工学研究センターで研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする研究員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- （2）生体医工学研究センター以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする研究員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等がなくても該非判定できる場合は、当該文書の入手を省略することができる。

（用途確認）

第 12 条 研究員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途」チェックシート、「明らかなガイドラインシート」等を用いて確認し、業務責任者を通じて管理責任者に提出しなければならない。

（需要者確認）

第 13 条 研究員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について次の各号に該当するかを、別に定める「需要者」チェックシート」等を用いて確認し、業務責任者を通じて管理責任者に提出しなければならない。

- （1）提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- （2）経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- （3）大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。

(4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第 14 条 研究員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合において取引審査の
手続が必要とされたときは、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から作られた、別
に定める「審査票」を業務責任者を通じて管理責任者に提出し、管理責任者の一次審査に
よる承認を経て、統括責任者の二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な
書類を添付するものとする。

(許可申請)

第 15 条 統括責任者は、前条第 1 項に規定する承認により、外為法に基づく経済産業大臣の
許可を受けなければならない場合は、当該取引について経済産業大臣に対して許可申請を
行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき、正確に記載しなければならない。

3 研究員等は、外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大
臣の許可を取得しない限りこれを行ってはならない。

(技術の提供管理)

第 16 条 研究員等は、技術を提供する場合、第 10 条に規定する事前確認及び第 14 条に規
定する取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければなら
ない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。
ただし、第 10 条第 1 項に規定する事前確認により取引審査の手続が不要と承認された
場合には、第 14 条に規定する取引審査の手続の確認は要さない。

2 研究員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第 17 条 研究員等は、貨物を輸出する場合、第 10 条に規定する事前確認及び第 14 条に規
定する取引審査手続が行われたこと及び貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであるこ
と、並びに外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得さ
れていることを確認しなければならない。ただし、第 10 条第 1 項に規定する事前確認によ
り取引審査の手続が不要と承認された場合には、第 14 条に規定する取引審査の手続の確
認は要さない。

2 研究員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 研究員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責
任者へ報告しなければならない。

4 管理責任者は、前項の報告があったときは、統括責任者と協議して適切な措置を講ずるものとする。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第 18 条 研究員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第 19 条 統括責任者は、生体医工学研究センターの輸出管理が外為法等及び本規程に基づき、適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

2 統括責任者は、前項の監査の結果を最高責任者に報告するものとする。

(調査)

第 20 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じて、リスト規制技術の保有状況調査を行うものとする。

2 管理責任者は、前項の調査結果を、統括責任者を通じて最高責任者に報告するものとする。

(指導)

第 21 条 統括責任者は、研究員等に対し、最新の外為法等を周知するとともに、遵守させるために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第 22 条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、研究員等に対し、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させるとともに、確実な実施を図るため、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

(報告)

第 23 条 研究員等々は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を認めた場合は、速やかに管理責任者を通じて統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、違反の事実が判明したとき 又は違反のおそれがあるときは、速やかに最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、関係部署等に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。また、最高責任者は、その再発防止のため

に必要な措置を講じる。

(懲戒)

第 24 条 研究員等が故意又は重大な過失により外為法等又は本規程に違反した場合は、函館市医師会職員就業規則その他関係諸規程に基づき、懲戒処分の対象とする。

(事務の所管)

第 25 条 安全保障輸出管理に関する事務は、事務部庶務課が所管する。

(雑則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関して必要な事項は、別途定める。

附則

この規程は、2025 年 2 月 1 日から施行する。